

## 江戸商人・職人（B）

本データベースは、田中康雄編『江戸商家・商人名データ総覧』（柊風舎刊、2010年）にもとづいて作成したものである。「江戸商人・職人（B）」として搭載するにあたり、国立歴史民俗博物館と田中康雄の共同により、同書に含まれていない『八品商名前帳』のデータを作成して補充した。また、そのほか『江戸商家・商人名データ総覧』掲載の解題などについて一部変更した。

### 1, 典拠資料

本データベースの典拠資料は、下記146種で、抽出したデータは90783件である。典拠資料の略称として各資料にAA～YCの記号を付した（以下、凡例および資料解題では、記号を用いる）。

### 2, データベースの内容

#### ① 業種

・業種は、できるだけ原文通りとしたが、典拠資料による書き方がわかりにくい場合もあるため、統一的な表記に直した所がある。また、同一業種仲間内の組分けや、業種関連の属性も記した。

「江戸買物独案内」(AG)では、業種名の冒頭一字がひらがなで記されているので、「い) 糸物糸物問屋」のように記した。

#### ② 屋号・名前・住所・居住身分

- ・表記は原文どおりを原則とした。
- ・居住身分の項目に、家持、家主、地借、店借などを記した。
- ・屋号のない人名のうち、屋号が推定できるものは、「記事」欄に注記した。

#### ③ 記事 この欄には、「屋号・名前」「業種」の副次的な記載事項のほか、異動がある場合の注記を記した。

〔肩書〕 異動がある場合の、異動元との続柄、地位等

〔店預り人〕〔店支配人〕〔後見〕 店預り人・店支配人と、後見人名前及びそれらの設置事由等の注記。

〔格式〕 主に武鑑類の扶持、御礼日等の記載事項。

〔歴代同職〕 「御用達綱目」(BY)に記載されている当該御用についての過去の御用達町人名。

〔業務〕 業種記載以外の取扱品・兼業等の業務関連注記事項。

〔持場所〕 堀芥定凌請負人(AI)の受持ち場所。

〔積場所〕 奥川船積問屋(Oe.O.K)の積送り得意先河岸場。

〔御用金〕 御用金額。

#### ④ 異動の表記

- ・異動の書継ぎがある場合には、異動ごとにデータ（行）を改め、変更内容を業種、屋号、名前等の項に記すと同時に、記事欄に【登記】として記した。【登記】の内容と「登記記事」の整合性を判定できない場合や、どちらか一方が欠如している場合にはその旨を注記した。
- ・各項目で異動がある人名については、異動後の屋号などに「●」を、異動前の情報に「\*」、付した。他の資料により推定した異動前後の屋号、名前には [ ] を付した。

#### ⑤ 年次

- ・典拠資料の内容が記された年次(記録作成年次、文書差出日付、刊記等)を「年次」欄に掲示した。異動の場合は、当該記事の日付あるいは、当該事案の最終確定時期を年・月までを掲示した。閏月は丸囲み数字で表記した。

#### ⑥ 典拠資料名+コード番号

- ・典拠となる資料名とコード番号を付した。コード番号は、データベース作成のため、典拠資料ごとに業種・組み分け別に同一人物名に与えた番号である。【典拠資料名+コード番号】が同一の場合は、同一人物である。

### 3, 書式

- ①漢字は、新字体を原則とするが、一部旧字体を用いた部分がある。
- ②変体仮名と異体字は、現代通用のかな(平仮名)に直したが、一部、片仮名を採用した。
- ③原文の誤り等については、( )で注記した。
- ④書継ぎのある資料で、前項の記載を受けて「同・・・」などと略記してある場合は、該当すると考えられる語句に置き換えた。